

各有料老人ホーム設置者 殿
有料老人ホームに該当する
サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進担当部長
梶野 京子
(公印省略)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について（通知）

東京都の高齢者福祉施策の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、今般、一部の有料老人ホームにおいて、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになり、国の有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正が行われました。

これを受け、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）について、有料老人ホームが情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加する旨の改正をしましたので、通知します。

改正の趣旨を踏まえ、情報提供等事業者との委託契約等の締結に当たっては、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと等、適切な対応をお願いします。

記

1 主な改正内容（詳細は別添「新旧対照表」を参照）

情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加（12（6）ウ）

2 施行年月日

令和7年4月1日から施行する。

3 送付書類

新旧対照表

※改正後全文はホームページで御確認ください。

4 問合せ先

(1) 有料老人ホームに関すること

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課有料老人ホーム担当

電話 03-5320-4296（直通）

(2) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に関すること

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273（直通）